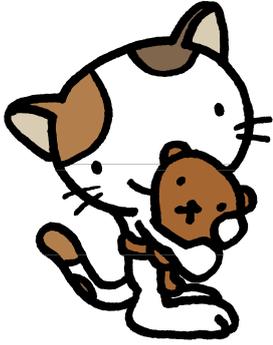


# 犬・ねこを譲渡しています



山形県では、保健所や動物指導センターに収容され処分される犬・ねこを減らすために、県民の皆さんへ譲渡しております。

**動物と人が共に幸せに生きる社会をみんなでつくっていきましょう！**

## 処分される犬・ねこを減らす



- 平成29年度1年間に **犬 6頭** **ねこ 260匹**が処分されました。  
処分される犬・ねこが少しでも減るように、次のことを社会全体で進めていきましょう。
- ◇ 譲渡の適性のある犬・ねこは、できる限り新しい飼い主に譲り渡しを行うこと。
  - ◇ 犬・ねこを飼う方は、最期まで責任を持って飼うこと。
  - ◇ ねこの飼い主の方は、不妊去勢や屋内での飼養により、飼えないねこを増やさないこと。

**ひとり一人の自覚と行動が大切です。**



## 犬・ねこをあなたの家族として迎えるまで

**① 譲渡前の講習会を受けます。**  
県内各保健所で開催する講習を必ず受けてください。

**② 譲受申込書を保健所に提出**  
譲受希望者の名簿に登録されます。希望する犬・ねこが見つかった場合に連絡をします(登録の早い順から)。

**③ マッチング(お見合い)**  
犬・ねこ御対面です。  
譲り受けることを決めました！

**⑤ 今日から家族の一員です。**  
大切にかわいがってください



**④ 誓約書を提出します。**  
誓約書に書いてある内容を守ることを約束します。

## お譲りする犬・ねこについて



一般のご家庭で市販のペットフードで飼うことができるよう、離乳が済んだ犬・ねこです。

咬み付きぐせがあるなど人に慣れることができない犬・ねこ、感染症などにかかっている犬・ねこはお譲りしないことにしています。運動障害など軽い病気の犬・ねこ等の譲り受けを希望される場合は、飼養経験、飼養知識などによって個別に判断させていただきます。



## お譲りする時に誓約いただくこと

譲り受けた犬・ねこは、他人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って、最後まで大切にかわいがって育ててください。



### 犬・ねこを譲り受ける方へ (共通の誓約事項)



- ◆譲り受ける犬・ねこにかかる諸経費は、飼い主になる方の負担となること。
- ◆病気になった時は、病院で治療を受けさせること。
- ◆譲り受けてから分かった問題などについては、飼い主になる方の責任で対応いただくこと。
- ◆譲り受けた犬・ねこは、決して販売など営利目的に使用しないこと。



### 犬を譲り受ける方へ(誓約事項)

- ◆市町村への登録と狂犬病予防注射(年1回)を必ず行うこと。
- ◆犬鑑札と注射済票は、必ず首輪につけること。
- ◆犬の放し飼いは絶対しないこと。
- ◆屋外で飼う場合には、つないで飼うこと。
- ◆屋内で飼う場合には、玄関などから飛び出さないようにすること。

### ねこを譲り受ける方へ

(誓約事項) ◆去勢手術、不妊手術を受けること。

(お願い) ◇交通事故や猫同士のけんかによる怪我、ウイルス感染症などの病気からねこを守るため、なるべく室内で飼いましょう。



◇必ず迷子札をつけましょう。迷子札には、飼い主の住所、氏名、電話番号などを記入しましょう。

### 家庭に犬・ねこがやってくる前に

- ◆犬・ねこの習性や適切な飼養方法などについて、より深く勉強しておきましょう！



## 譲渡前講習会の開催予定

譲受希望者は、下記の講習を受講していただくから譲受の申し込みをしていただくことになります。

保健所名	日時	時間	場所	問い合わせ
庄内保健所 (4～9月の予定)	4月19日(金)	14:00～15:00	庄内総合支庁 31号会議室	(0235) 66-4748
	5月24日(金)			
	6月7日(金)			
	6月28日(金)			
	7月26日(金)	10:00～11:00	分庁舎 1号会議室	
	8月4日(日)			
	8月23日(金)	14:00～15:00	庄内総合支庁 31号会議室	
	9月27日(金)			